



## ■ 主な内容

2003(平成15年)

6 JUNE  
/ 15

No.765

- 新潟地域合併問題協議会で協議された事務事業について ..... 2
- 町の健康診断が始まります ..... 4
- まちからのお知らせ ..... 6
- アスパーク危田 夏期教室参加者募集 ..... 8
- かめだ通信 ..... 9
- 告知板 ..... 10

\* 広報かめだは資源保護のため再生紙を使用しています。

## ●防犯灯設置等助成事業

「新潟市の制度に統一する。ただし、既存分の防犯灯の電気料に限り、合併年度とそれに続く3カ年度、現行のとおりとする。」

各行政区で新規に設置、または既存の器具の修繕を行って維持管理する街灯について補助金の交付を行っています。

・新設 専用柱を含む新設	20,000円（限度）
既存柱に共架	10,000円（限度）
・修繕 1灯当たり	6,000円（限度）

また、各区が支払った1年分の街灯電気料の全額を補助しています。

※電気料補助は、合併年度とそれに続く3カ年度は変わりません。自治会・町内会等に設置、維持管理する防犯灯について補助金が交付され、以下の限度額となります。

・防犯灯設置補助金（新設・取替）	
螢光灯 1灯当たり	9,000円（限度）
水銀灯 1灯当たり	18,000円（限度）

・防犯灯専用柱設置補助金

　　1柱当たり 10,000円（限度）

また、防犯灯電気料については、螢光灯1灯当たり1,300円、水銀灯1灯当たり1,700円を限度とし、おおむね2分の1相当が補助されるようになります。

## 教育・文化分野

## ●特殊学級介助員配置事業 「新潟市の制度に統一する。ただし、合併後に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。」

児童生徒一人ひとりの教育成果を上げ、発達を促すため、特殊学級に介助員を配置しています。

配置基準：知的・情緒学級ともに児童生徒2以上に1人

配置基準が次のとおりとなります。

配置基準：知的学級…児童生徒5人以上に1人
情緒学級…児童生徒2人以上に1人、6人以上に2人

※合併時に在籍の児童生徒については卒業まで変わりません。

## ●学校開放事業 「新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。」

小学校は学校区地域住民に、中学校は職域等のサークル・グループに開放しています。

当分の間、変わりません。

## 産業分野

## ●認定農業者の育成・確保事業

「新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。」

## ○危田町農業経営基盤強化促進基本構想における「望ましい農業経営体像」

・1経営体当たり年間所得：800万円程度

・主たる従事者1人当たり年間総労働時間：原則1,800時間  
上限2,000時間

## ○基本構想における営農類型区分

・個別経営体：6類型  
・組織経営体：1類型

合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、危田町農業経営基盤強化促進基本構想を適用します。

## ●農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業

「新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3カ年かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。」

農業協同組合、農家の組織する団体、農業法人が行う機械・施設等導入に対する国・県補助事業への市町村の独自の上乗せ補助です。（ソフト活動事業も対象）

通常は補助対象事業費の10%、転作機械導入の場合は20%を補助します。

※合併の翌年度から3年かけて補助率の差を調整していきます。  
ソフト活動事業は対象外となります。

通常は補助対象事業費の5%、園芸鉢產品育成事業関連、転作機械導入の場合は20%を補助します。

## ●農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業

「新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3カ年かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。」

生産組織等で共同利用する転作関連機械導入の助成を行っています。  
国・県補助事業以外で事業費の50%、1台につき20万円が限度です。

共同利用機械導入に対する助成はなくなります。  
園芸鉢產品育成事業として簡易移動式雨除けハウス、防風・防虫ハウス等の導入に対する補助が行われます。

## ●農業金融対策事業 「新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3カ年かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。」

## ○制度資金への独自上乗せ利子補給事業

## ①農業近代化資金

・町利子補給率 一般資金0.5%以内  
・町利子補給期間 5年を限度

②公庫資金（スーパーL資金）  
・町利子補給率 県助成率の3分の1。ただし、指定末端利率を維持する範囲内  
・町利子補給期間 25年の償還期間以内

## ○制度資金への独自上乗せ利子補給事業

## ①農業近代化資金

・市単利子補給率 一般資金1%以内（末端農家金利1%を限度）  
特別資金2%以内（末端農家金利1%を限度）

・市単利子補給期間 5年を限度  
②公庫資金（スーパーL資金）  
・市単利子補給率 県助成率の3分の1。ただし、指定末端利率を維持する範囲内  
・市単利子補給期間 25年の償還期間以内

○国・県制度資金に該当しない園芸関係資金を農業協同組合等が貸し付ける場合の市単独の利子補給事業もあります。  
※利子補給率の差額は合併後、翌年度から1/3ずつ段階的に調整されます。

(次号に続きます。)

## 新潟地域合併問題協議会で協議された事務事業についてお知らせします

新潟市と比較した227項目の各種事務事業のうち、2月4日に行われた第4回協議会で91項目、2月21日に行われた第5回協議会で85項目の調整案が承認されました。その調整案の中で、「経過」とされた17事業について、合併した場合どうなるのかを示します。（6月1日号の続きです。）

「経過」 当該市町村の制度で合併後ただちに統一すると、住民生活に非常に大きな影響をもたらすことから、一定の期間、経過措置を設ける場合

ただし、以下の内容は、協議会で調整案が承認された時点での内容で合併した場合です。今後、新潟市の制度が変わることもあります。

## 保健福祉分野

## 亀田町の現行

## ●心身障害者扶養共済掛金制度補助事業 「新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。」

県の心身障害者扶養共済制度の加入者に対して、納入した掛金の2分の1の額を助成しています。

※合併時の利用者については変わりません。  
県の減免制度の対象者の掛金の、減免後の額の2分の1助成となります。

## ●高齢者紙おむつ支給事業 「新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については、現行のとおりとする。」

6カ月以上寝たきりや痴呆の方で、常時おむつを必要とし、要介護3～5と認定され、介護保険施設入所以外の方に紙おむつを支給しています。

支給枚数：月4,000円分（券と引き換え）

※合併時の受給者は変わりません。  
65歳以上の在宅高齢者で、以下の要件を満たす方が対象となります。

- ①介護保険制度における要介護認定において要介護度1～5で、常時おむつが必要な方
- ②介護保険料段階区分において第1～4段階に該当する方（支給枚数等）

保険料段階	券の種類および枚数
1・2段階	パンツ型60枚または平型200枚相当券を毎月支給
3段階	パンツ型30枚または平型100枚相当券を毎月支給
4段階	パンツ型30枚または平型100枚相当券を隔月支給

## ●寝たきり老人寝具乾燥事業 「新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については、現行のとおりとする。」

65歳以上の在宅高齢者で、常時寝たきり（自立度B～Cランク・痴呆（Ⅲ～M）、単身・高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯に属し、寝具の衛生管理が困難な方に対し、寝具の乾燥または丸洗いを行っています。

※合併時の受給者は変わりません。  
65歳以上の在宅高齢者で、要介護認定において調査員把握自立度がB～Cの方に対し、年2回、丸洗い乾燥か殺菌乾燥を行う制度となります。

## 住民生活分野

## ●家庭系ごみ収集及び処理事業

「当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。」

可燃ごみ：週3回 燃やさないごみ：月2回 粗大ごみ：月1回  
びん：月1回 缶：月2回 プラスチック：週1回 ベットボトル：月1回 古紙：月1回  
また、ごみステーション設置費用の補助もあります。

当分の間、変わりません。

## ●拠点回収事業

「当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。」

○古紙拠点回収  
公共施設1カ所で、指定した回収日時に回収しています。  
○ペットボトル拠点回収  
6カ所の公共施設、12カ所の協力店で回収しています。

当分の間、変わりません。

## ●し尿収集事業

「新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5カ年にかけて1/5ずつ段階的に調整する。」

申し出により、必要なつど汲み取りしています。料金は125円／18リットルで、口座振替や現金で納入します。

従量制料金が125円／18リットルから155円／18リットルに、合併の翌年度から5カ年にかけて調整されます。  
一般世帯は、毎月1回定期的にくみ取りを行い、定額制料金（人頭割：1人1カ月370円）の適用が原則となります。月2回以上のくみ取りが必要なときは、回数制（月2回以上の場合は1回につき515円）が、くみ取り量が多いときは従量料金制が適用されます。料金は、前2カ月分を偶数月に納入通知書を作成、請求され、口座振替や金融機関での支払いとなります。

## ●住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

「危田町域に限り、合併年度とそれに続く3カ年度、現行のとおりとし、期間経過後、危田町の制度は廃止する。ただし、期間内に財團法人新エネルギー財團が住宅用太陽光発電導入基盤整備事業を廃止した場合、その時点で廃止する。」

住宅用太陽光発電システムを設置する方に、財團法人新エネルギー財團の補助金の上乗せ補助を行っています。

合併年度とそれに続く3カ年度は変わりません。その後、廃止されます。



## 情報公開・個人情報保護制度の運用状況（平成14年度分）

平成14年度における情報公開請求・個人情報開示（訂正・削除・目的外利用等中止）請求およびそれらの処理状況は次のとおりです。

なお、請求件数は公開できるかどうか判断しがたいものや、書庫から文書を検索するなど即座に対応できないものについてのみカウントしており、請求時に即時公開したものは含まれていません。

## ○亀田町情報公開条例に係る情報公開請求

### 1. 所管課別内訳

所管課	總務課	都市整備課	建設課	計
件 数	2	5	6	13

## 2. 請求件数とその処理内訳

	処理区分				計
	公開	部分公開	非公開	不存在	
請求件数	6	3	3	1	13

### 3. 内容一覽

請求内容	所管課	決定内容
亀田町役場職員採用について平成10年度から14年度までの①受験者数②採用人数③氏名	総務課	公開
平成13年度以前に完了した排水性舗装箇所と施工年度および標準断面図	都市整備課	公開
平成14年度一般土木工事発注のうち諏訪2・3丁目（その1）および新明町1・3丁目（その2）の透水性舗装工事における標準断面図（現況と計画）	建設課	公開
平成13年度以前に完了した透水性舗装箇所と施工年度および路床部の土質調査結果	建設課	公開
透水性舗装について①公的に認められている設計指針および施工仕様書②平成13年度に各社に支払った金額	建設課	公開
中島地区雨水ポンプ設置工事の報告書一式	建設課	公開
平成12年度・13年度における町長交際費の内訳	総務課	部分公開
亀田駅橋上駅舎について①橋上駅舎決定までの経緯とその資料②概算事業費を議会に提示した年月日とその金額③請負業者の負担額④事業費または概算事業費	都市整備課	部分公開
亀田駅東西自由通路および亀田駅橋上駅舎実施設計業務委託について①委託料②業務内容明細	都市整備課	部分公開
亀田駅橋上駅舎に係る工種別内訳	都市整備課	非公開
亀田駅橋上駅舎事業費における町の負担割合	都市整備課	非公開
中島地区雨水ポンプ設置工事の水理計算書および設計図	建設課	非公開
公共事業の移転補償費に係る条文等の文書	建設課	不存在

○亀田町個人情報保護条例に係る個人情報開示請求・訂正請求・削除請求・目的外利用等中止請求

## 1. 所管課別内訳

所管課	住民課	計
件 数	2	2

## 2. 開示請求・訂正請求・削除請求・目的外利用等中止請求件数とその処理内訳

	処理区分					不服申立
	開示	部分開示	不開示	応じる	応じない	
開示請求	0	0	0			0
訂正請求				0	0	0
削除請求				0	0	0
目的外利用または 外部提供の中止請求				0	1	1

### 3. 内容一覧

請求内容	所管課	決定内容
住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供における中止請求	住民課	中止請求に応じない
上記請求に町が応じないとした決定に対する不服申立て	住民課	棄却

要介護、要支援認定を受けている方は、認定の有効期間があるということをすでにご承知と思われます。

有効期間が過ぎますと、認定の効力がなくなります。引き続き介護保険のサービスを利用するには、認定の更新が必要です。更新の時期が近づいた方には申請書を郵送してお知らせいたしますので、必ず、更新の手続きをしてください。

## 要介護・要支援認定の更新について

要介護、要支援認定を受けている方は、認定の有効期間があるということをすでにご承知と思われます。

有効期間が過ぎると、認定の効力がなくなります。引き続き介護保険のサービスを利用するには、認定の更新が必要です。更新の時期が近づいた方には申請書を郵送してお知らせいたしますので、必ず、更新の手続きをしてください。

更新申請の時期	有効期間の満了日の60日前から
申請に必要なもの	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1985 770 2121 1151">1. 要介護・要支援更新認定申請書 (更新のお知らせに同封します。)</li> <li data-bbox="1985 770 2061 1151">2. 介護保険被保険者証(クリーム色)</li> </ol>
申請窓口	<p>1. 役場福祉健康課</p> <p>2. 居宅介護支援事業者へ申請の代行を依頼</p> <p>役場へ来ることができない場合、居宅介護支援事業者へ申請の代行を依頼することができます。</p>

# 金婚該当者の皆さんへ

町では、毎年敬老の日にあわせて金婚を迎えたご夫婦にお祝いの品をお贈りしています。

今年度は、昭和28年4月1日から昭和29年3月31日の間に婚姻届を出された方が該当します。

す。金婚に該当する方は、6月30日(月)までに福祉健康課へ「連絡ください。なお、高齢者クラブに加入されている方で、5月に単位高齢者クラブ会長へ申し出された方については福祉健康課への連絡は不要です。

**水道工事など発注**

総務課 内線224

## お知らせ

# 町民会議入会をお願いします

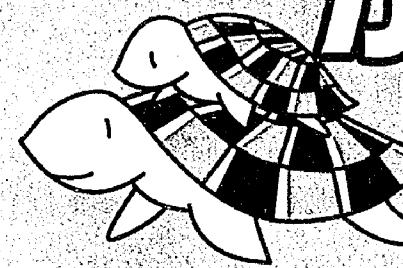
# まちかうの

亀田町役場 381-2111

## 青少年健全育成はみんなの力で 町民会議入会をお

卷之三

# かめだ 通信



まちや地域の情報をお知らせします。

- 日時
- 会場
- 内容
- 申し込み
- 質問

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

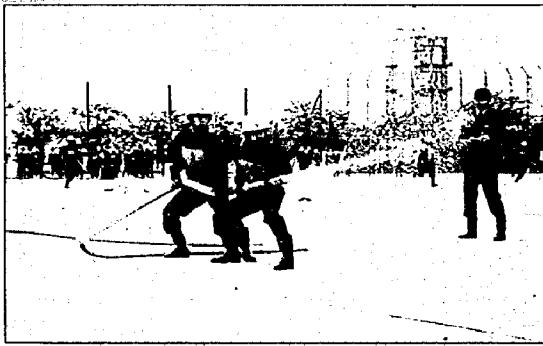
■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	
☎ 381-3333	
■ 第2学期 (10月入学)	
放送大学 学生募集	

■ 年会費	1,500円
■ 粟原 静男	

## 表紙の写真

（亀田町消防団春季消防演習）



5月18日、亀田町消防団春季消防演習がありました。消防団員によるポンプ操作競技大会では、団員の皆さん、きびきびとした動きで競技を行っていました。また、役場駐車場では、消防フェアが開催されており、たくさんの方が、はしご車の体験乗車や消火器を使った初期消火訓練、応急手当の講習などを受けました。

今回は、県消防防災航空隊と亀田町消防本部との合同救助訓練も実施されました。ヘリコプターによる救出活動は、たいへん迫力のある訓練でした。

火災や自然災害の発生などのいざという時に、落ち着いた行動がとれるよう日ごろからの備えや、訓練が必要なんだと感じました。

最後に消防団員の皆さん、これからも町の安全のためにがんばってください。

## 司法書士と社会福祉士による 第14回 シルバー110番

高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者の方の不動産や相続、遺言、贈与、借金の返済などに係る問題および介護、福祉に係る問題につき、司法書士および社会福祉士が電話による相談をお受けし、問題解決のアドバイスをします。また、成年後見制度および介護保険制度についてのご質問にもお答えします。

■日 時 6月28日(土) 午前10時～午後4時

■相談電話番号(当日のみ) ☎225-8300

面談による相談は予約制です。面談による相談をご希望の方は、事前に電話(☎228-1727)でご予約ください。

■面談会場 新潟県司法書士会館 2階  
(新潟市古町通13番町5160番地)

■問い合わせ リーガルサポートにいがた  
☎228-1727

※相談は無料。秘密は厳守します。

## 編集後記

▶昨年12月1日号の表紙で紹介した亀田排水路上部施設(元町、城所地内)のナデシコが咲きました!▶「咲いたよ。」という情報を得て写真を撮りに行くと、小さなかわいい赤い花が!▶嬉しくなって思わず一人で笑ってしまいました。▶やっぱりお花はいいですね。▶見ているだけで元気になります。(主)



## 告知板

### お酒で悩んでいる方

### お気軽にご相談を

毎週  
土曜

■時 間 午後7時～9時

■と こ ろ 公民館

■担 当 断酒会会員

※個人の秘密は厳守します。

### 行政相談 7月2日(水) 午前9時～正午

■と こ ろ 社会福祉協議会(新明町1)

☎381-7221

■相談委員 鈴木 紀子さん

※公共機関の仕事への苦情、相談を受け付けます。

お気軽にご相談ください。

### 心配ごと相談所

毎週  
火曜

■時 間 午前9時30分～午後3時

■と こ ろ 社会福祉協議会(新明町1)

☎381-7221

※この時間内に、電話での相談も受け付けます。

個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

### 骨髓バンクドナー登録休日受付

■日 時 7月6日(日) 午前10時～午後3時

■会 場 アピタ危田店(鶴の子4-466)

■対象者 

- ・20～50歳までの健康な方
- ・ドナー登録について家族の同意を得ている方

■申し込み・問い合わせ

7月4日(金)午後5時までに電話で予約をしてください。先着順に50名まで受け付けます。

新津健康福祉環境事務所 地域保健課

☎0250-22-5174

### ごめいふく (5月16日～31日届出)

故 人	世帯主	町 名	区
榎並 昭三 (61)	清 伍	本 町 2	5
渡邊ミドリ (82)	本 人	東本町 3	13
齋藤二三雄 (76)	本 人	船戸山 5	23
渡邊 正男 (84)	守	荻曽根 2	25
田邊 正一 (77)	俊 雅	新明町 4	26
皆川スキノ (89)	保 夫	新明町 4	26
榎並 洋子 (53)	庄 吉	袋 津 3	30
井野元正治 (70)	保 博	曙 町 1	32
片野 ミス (84)	博	曙 町 3	32
小形ナガ子 (59)	本 人	城 山 1	36
高橋ミヨシ (89)	国 敏	城 山 1	36
立川サキエ (82)	高 氏	西 町 3	52
阿部香奈子 (19)	雅 彦	諏 訪 1	54
櫻井ハギノ (81)	義 雄	中 島 3	59
渡部マツノ (82)	茂 雄	曙 町 5	60